

長野地区社会保障推進協議会ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)



長野地区社保協・活動報告

長野市ホームページ改善

国民健康保険の医療費

一部負担金減免制度を周知

昨年11月、長野地区社保協は長野市にたいして国民健康保険の一部負担金減免制度の運用や周知について改善を要望していました。12月16日の更新で、同制度を周知する長野市ホームページの内容が大幅に改善されました。

医療費に困ったとき…国保法44条で医療費の一部負担金が減免または徴収猶予されます

国保加入者は、世帯主が失業など「特別の事情」のある時、国民健康保険法第44条で医療費一部負担金が徴収猶予または減免されます。

今回改善されたホームページには、「対象となる特別な理由」として、「①震災、風水害、火災その他これらに類する災害により生活が著しく困難になった者、またはこれらに準ずると認められた場合、②失業、事業の休廃止等(自己都合によらない)により、著しく所得の減少があった場合」と掲載されました。

「対象となる減免の基準と期間」は、「生活が困難と認められる収入状況等は、概ね生活保護の基準が目安」、「減免の期間は3カ月以内」。また「申請に必要な持ち物」は「保険証」や「国民健康保険一部負担金減額申出書」ほかです。申出書はPDFファイルが掲載されています

(裏面)。窓口は国民健康保険課給付担当026-224-7225です。

国保に加入する方が、医療費の支払いに困ったときに利用できる制度です。今回の改善で、制度がより多くの市民に周知されることが期待できます。当会としても、医療費の一部負担金の減免制度を一人でも多くの市民に伝え、医療費に困ったときは活用を、とよびかけていきたいと思ひます。

コロナ禍で生活に困難を抱える方が増えています。医療費を心配して病院にかかることを諦める方がうまれないよう、長野市には今後も市報や国民健康保険のしおりなどのあらゆる方法で同制度を周知いただくよう要望していきます。

昨年11月、国民健康保険課に提出した要望と回答 ○一部負担金減免制度の具体化・拡充について

(要望) 長野市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱、第4の3「過去の相当期間に国民健康保険料の著しい未納、滞納がない者でなければならない」を改正し、保険料の滞納があっても利用できるようにしてください。

(回答) 滞納があることを理由に、減免の申し出ができないことはありません。

(要望) 一部負担金減免制度についてのホームページを改善してください。対象要件、申請に必要な持ち物、減免の基準と期間について説明を掲載してください。申請書および必要書類を掲載してください。

(回答) 一部負担金減免についてのホームページの記載を、よりわかりやすく改めます。

様式第1号（第4関係）

受付印欄

国民健康保険一部負担金 減額免除 徴収猶予 申出書

被保険者証 記号番号	長一	療養の給付を 受ける者の氏名 及び生年月日 個人番号	年 月 日	世帯主 との 続柄
減額 免除 徴収猶予	割合 期間	割合 箇月	申出の理由	
保 険 医 の 意 見	傷病名 及び 病状	発病又は 傷病年月日		年 月 日
	療養予定期間	入院 外来	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	上記のとおり治療が必要なことを証明します。 年 月 日 療養取扱機関の 所在地及び名称 保 険 医 氏 名 ㊟ <small>※ 当該意見書は保険医療機関及び保険医療担当規則第6条により無料</small>			
上記のとおり別紙証拠書類を添えて申し出ます。 年 月 日 世帯主 住 所 長野市 氏 名 ㊟ (電話 ー) (宛先) 長野市長 (個人番号)				
		※ 長野市 処理欄	決 定 年 月 日 年 月 日	受 付 者